

戸田市立喜沢小学校PTA会則

第1章 名称と事務所

第1条 本会は、喜沢小学校PTAと称し、事務所を喜沢小学校におく。

第2章 目的

第2条 本会は、民主教育の推進母体となり、学校教育の充実振興につとめ、会員相互の親睦と研修を図ることを目的とする。

第3章 性格と方針

第3条 本会は、次のような性格と方針に基づいて活動する。

1. 本会は、教育を本旨とする自主独立の民主団体であって、他の干渉は受けない。
2. 学校及び教育関係者と教育問題について討議し、具申及び参考資料の提出をする。
3. 学校管理や教職員の人事には関係しない。
4. 教育を本旨としない活動を目的とする他の団体とは関係を持たない。
5. 本会は「任意団体」あり、入退会が自由である。ただし都度、入退会届書をもってそれとする。

第4章 事業

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために次の事業をおこなう。

1. 教育上必要な諸行事の企画
2. 教育上必要な諸会合の開催
3. 家庭教育、社会教育の研究推進
4. 教育上必要な研究調査
5. 教育尊重の啓発活動
6. 教育活動上必要な保健衛生
7. 児童の校外生活の指導
8. その他本会の目的を達成するために必要な事項

第5章 会員

第5条 本会の会員は、喜沢小学校に在籍する児童の父母、保護者、本校職員とする。

第6条 本会に、次の役員をおく。

顧問	若干名
会長	1名
副会長・会計・書記	若干名
会計監査	若干名（うち1名は教頭先生または教務主任）

第7条 役員は1年継続を依頼するが、途中辞退の場合は退会届けを提出する。退会に関しては自動退会（卒業及び転校）、退会申込書の二つからなる。（退会希望者は執行部および先生に問い合わせ、退会届を提出すること）

第8条 役員選出は次のとおりとする。

1. 会長、副会長、会計、会計監査、書記は、選考委員（若干名）会において会員中より選出し、総会の承認を得なければならない。
2. 執行部は、会長、副会長、会計、会計監査、書記がこれにあたる。

第9条 役員の仕事は次のとおりとする。

1. 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは代理する。
3. 会計は、本会の会計事務を処理する。
4. 会計監査は、本会の会計事務を監査する。
5. 書記は、本会の会議記録を行う。

第6章 会 議

第10条 会議は、総会・理事会とし、会長が召集する。

第11条 総会は最高の議決機関であり、毎年1回開き、予算・決算の審議並びに承認、会則の改廃および事業計画について、出席会員の過半数を持って決議する。ただし、必要ある時は、臨時に開くことができる。(理事会で必要と認めたとときに限る。)当日欠席者については、議決権を会長に委任したものとみなす。

第12条 理事会は、執行部で構成し決議事項の企画立案やこれの執行にあたる。
顧問は、随時この会に出席し、意見を述べることができる。

第7章 会 計

第13条 本会の経理は、会費、助成金及び事業収益をもってこれにあてる。

第14条 本会の会費は、総会日に本会に属する世帯を対象とし、会員世帯単位年額2,000円とするが、活動計画によっては減額することができる。徴収方法は手集金を基本とする。納入された会費に関しては一切返金できないものとする。

第15条 決算を年度末とし、会計監査はこれにあたる。

(会計締めを9月末及び年度末とし、10月初旬、翌年度初旬にこれを行う)

第16条 本会の会計年度は、4月1日より翌3月31日の1年とする。

第8章 会則の改廃

第17条 本会則の撤廃は、総会の決議を経なければならない。

付 則

1. 本会則の施行に必要な事項は、別にこれを定める。

1. 平成4年5月一部改正

1. 平成4年5月一部改正

1. 平成10年5月一部改正

1. 平成13年5月一部改正

1. 平成14年5月一部改正

1. 平成16年5月一部改正

1. 平成17年5月一部改正

1. 平成21年5月一部改正

1. 平成23年5月一部改正

1. 平成25年5月一部改正

1. 令和元年5月一部改正

1. 令和2年1月一部改正

1. 令和4年5月一部改正

戸田市立喜沢小学校PTA 個人情報取扱規定

(目的)

この個人情報取扱規定は、戸田市立喜沢小学校PTA（以下「本会」とする。）が、取得・保有する個人情報の適正な取扱方法を定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する会員の権利・利益を保護することを目的とする。

(指針)

本会は個人情報保護に関する法令等を遵守し、個人情報保護法の改訂・施行（平成29年5月30日）に則って運用管理を行う。活動においても個人情報の保護に努め、要配慮個人情報はあらかじめ本人の同意を得るものとする。

(周知)

個人情報の取扱方法は、総会資料または通知などにより会員に周知する。

(個人情報の習得)

本会が取り扱う個人情報の習得については、書面で提出された入会意思確認書面、学校から提供を受けた児童のクラス名簿に限り、会長が習得するものとする。臨時の行事等で使用する際はその都度書面で会長が取得する。

(利用目的)

本会では個人情報を次の目的の為に利用する。

- 1) 会費請求、管理等のための連絡
- 2) 文書等の送付
- 3) 役員名簿等の作成
- 4) 組織の円滑な運営のための連絡

前項の目的以外で利用する場合は、事前に周知し本人の同意を得る。

(同意の取り消し)

会員は、取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の項目またはすべての事項について、同意を取り消すことができる。

不同意の申し出があった場合、直ちに該当する個人情報を破棄または削除しなければならない。ただし、名簿等として既に配布しているものについては、削除の連絡をすることでこれに替える。

(管理)

取得した個人情報は会長が適正に管理し、文書は施錠できるところに保管、電子データについてはパスワードの設定を行うものとする。

不要となった個人情報は、適正かつ速やかに破棄する。

(第三者提供の制限)

本会は次に挙げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで個人データを第三者に渡してはならない。

- 1) 法令に基づく場合
- 2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- 3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- 4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(情報開示等)

本会は、会員等から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、これに応ずる。

(改訂)

この個人情報取扱規定の内容に改定の必要が生じた場合には、理事会において協議し改訂するものとする。なお、その際には、速やかに会員等に周知する。

附則 本規定は、平成31年4月1日から施行する。

令和4年5月 一部改正

<問い合わせ 戸田市立喜沢小学校PTA会長>